

令和7年7月4日

(一社)山口県LPガス協会 会員 各位

(一社)山口県LPガス協会事務局

「LPガスってぶちええね！キャンペーン」への参加のお願いについて

当協会のLPガス機器の販売促進キャンペーンである「LPガスってぶちええね！Wチャンスキャンペーン」は平成21年に開始し、年々その認知度も向上しています。

本年度、下記のとおり、キャンペーンの内容を見直し、ガス機器購入者にとって、より魅力あるキャンペーンになるよう見直すことで、その充実を図りました。

もとより、LPガス機器の販売はLPガスの需要確保に直結するものであり、政府の「高効率給湯器導入補助金」の後押しもあることから、できるだけ多くの会員の皆様に本キャンペーンに参加していただきたいと思えます。

つきましては、参加希望者の方は下記の変更内容を参照の上、実施要領「別添1」の申込書を8月8日（金）までに協会事務局あて、ご提出願います。

なお、実施要領は協会ホームページにもアップしています。

記

【昨年度キャンペーンとの変更内容】

①チャンス1とチャンス2の統合

→ ガス機器購入者の当選者数・当選確率 80名・6% → 180名・14%に拡大

②キャンペーン期間の短縮

→ 令和7年10月1日から令和8年1月31日(一か月短縮)

③ガス機器毎の当選倍率の変更

→ Siセンサーコンロ(3倍→1倍)、ファンヒーター・ストーブ(1倍→3倍)

山口県LPガス協会
専務理事 伊藤 孝志
TEL 083-925-6361/FAX 083-923-8366
E-mail: info@y-lpgas.jp

「LPガスってぶちええね！キャンペーン」の実施について

1 目的

需要開発推進運動の趣旨を踏まえ、LPガス機器の販売キャンペーンを実施する。

また、キャンペーン期間中にテレビCMやラジオでキャンペーンの周知広告を行うとともに、キャンペーン参加店は店頭でキャンペーン関連の「のぼり」を立て、LPガス及びLPガス販売店の認知度を高めてお客様との接点強化を図る。

年度	R6	R5	R4
参加者口数	72口	79口	90口
チャンス1(ガス機器販売実績)	1,296台	1,285台	1,564台
チャンス2(ハガキ応募数)	986人	1,096人	2,069人

2 実施時期 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

3 実施方法

(1) 参加申込

キャンペーンに参加しようとする販売店は、7月8日(火)～8月8日(金)の間に、別添1の申込書を協会に提出する。※7月初旬に全会員向けに案内。

申込は販売店単位であるが、一括申込も可(その際は、参加販売店名を明記)

(2) アイテムの配布

協会は、のぼり及びチラシを作製し、参加販売店に配布する。(9月10日頃)

(3) のぼりの掲揚

参加店はキャンペーン期間中、のぼりを立ててPRに努める。

(申込1口につき5枚(5種類各1枚)配布、追加分は実費(1枚1,000円))

キャンペーン告知	Siセンサー コンロ	高効率給湯器	暖房機器	乾燥機器
----------	---------------	--------	------	------

(4) チラシ配布

参加店はキャンペーンのチラシを消費者に配布する。(申込1口につき300枚配布、追加分は実費(1枚10円))

※参加店はチラシ裏面のキャンペーン参加販売店欄に販売店名を押印して配布

(5) 応募及び賞品

～LPガス機器を買って豪華な賞品を～

参加販売店は、キャンペーンの期間にSiセンサーコンロ、高効率給湯器、暖房機器及び乾燥機器を購入した者に応募の意思を確認した上、協会ホームページ掲載のエクセル様式又は別添2の様式(1台につき1枚)により、月1回程度定期的に報告する。最終報告は令和8年2月6日(金)までとする。

報告された購入者(応募者)の中から抽選で、次の賞品を贈呈する。

- ・ A賞 クオカード(1万円分) 10名
- ・ B賞 " (5千円分) 20名
- ・ C賞 " (1千円分) 150名

(6) 賞品の贈呈 賞品は、当該販売店から当選者に贈呈する。

(7) 参加負担金

- ① 参加費1口15,000円
- ② 追加アイテム分実費(チラシ1枚10円、のぼり1枚1,000円)

(8) 参加負担金の払い込み

参加負担金の払込は郵便局の払込用紙、山口銀行又は西京銀行の銀行振込による送金のいずれかとする。

(払込期限は9月30日、払込手数料は参加店負担。)

- ・ 郵便局(郵便局に備付けの青枠の払込取扱票使用)
口座番号 01510-0-5182 加入者名 (一社)山口県LPガス協会
- ・ 山口銀行 山口支店
口座名 (一社)山口県LPガス協会 口座番号 (普通) 58259
- ・ 西京銀行 山口支店
口座名 (一社)山口県LPガス協会 口座番号 (普通) 0284430

L Pガスってぶちええね！キャンペーン申込書

L Pガスってぶちええね！キャンペーンに参加を申し込みます。

1 申込口数 15,000円(1口) × 口 = _____ 円

2 のぼり追加枚数 1,000円(1枚)

のぼり種類	追加枚数	代 金
キャンペーン	枚	円
Si センサーコンロ	枚	円
高効率給湯器	枚	円
暖房機器	枚	円
乾燥機器	枚	円
計	枚	円

3 チラシ追加枚数 10円(1枚) × 枚 = _____ 円

合 計(1+2+3) _____ 円

※販売店名(本社一括の場合) _____

令和7年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

L P ガス っ て ぶ ち え え ね ! キ ャ ン ペ ー ン 商 品 購 入 報 告 書

購入品区分 網掛けを参照	
メーカー名	
購入者氏名 <small>ふりがな</small>	
購入者住所	
販売店名	
お客様が何れの媒体 でキャンペーンを認知？	① チラシ、②テレビCM、③ラジオCM、④スマホ通知 ⑤その他(具体的に)

※購入者氏名には、「ふりがな」をつけてください。

ジャンル	購入品 区分	製 品 名
Si センサーコンロ	1 1	・ Si センサーコンロ
高効率給湯器	2 1	・ エコジョーズ
	2 2	・ ハイブリッド給湯器
	2 3	・ エネファーム
暖房機器	3 1	・ ファンヒーター
	3 2	・ ストーブ
	3 3	・ 床暖房
乾燥機器	4 1	・ 衣類乾燥機
	4 2	・ 浴室暖房乾燥機

※「購入品区分」は、次の中から、該当するものの「番号」を記入してください。

LPガスって

こんにちは！ LPガスです!!

いつもご愛顧いただき、ありがとうございます。

ぶちええね! キャンペーン



山口県LPガス協会
広報部長の
「えるちゃん」です!

広報部長
えるちゃん

実施期間

R7.10/1水 ▶ R8.1/31土

ガス機器ご購入で QUOカード プレゼント!!

抽選で180名様に プレゼント!

キャンペーン参加のLPガス販売店で
Siセンサーコンロ・高効率給湯器・暖房機器・乾燥機器を
ご購入いただいた方の中から抽選でプレゼント!!



A賞 Quoカード

10,000円分 10名様

B賞 Quoカード

5,000円分 20名様

C賞 Quoカード

1,000円分 150名様

※販売店から専用応募用紙、またはホームページの応募フォームでの応募になりますので、お客様から応募する必要はありません。詳細はウラ面をご覧ください。 ※発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

ご購入された商品に応じて**当選確率**が変わります!

◎1倍確率：Siセンサーコンロ・エコジョーズ ◎3倍確率：ガスファンヒーター・ガスストーブ

◎5倍確率：ハイブリッド給湯器・エネファーム・床暖房・衣類乾燥機・浴室暖房乾燥機

キャンペーン対象ガス機器

キャンペーン
対象メーカー

AISIN NORITZ Paloma Panasonic 暮らしを笑顔に PURPOSE Rinnai アルファベスト

Siセンサーコンロ

便利なLPガスは、ますます進化!
調理機能も充実!!

もっとおいしく! もっと簡単に!
もっと笑顔で! もっと安心して!
お料理が楽しくなる!
省エネにもなる! Siセンサーコンロ!



ビルトインコンロ

テーブルコンロ

高効率給湯器

あなたの暮らしにぴったりフィット!
選べる高効率給湯器

家庭のエネルギー消費の
約1/3は給湯!
エコロジーでエコノミー!
あなたにピッタリの給湯器を!



エコジョーズ

エネファーム

ハイブリッド給湯器

暖房機器

(床暖房を含む)

ガスだからできる暖かさ!
ココロもカラダも
ポカポカ!ラクラク!

ガスだから素早い暖かさ!
給油の手間ナシ!
エネルギー効率もいい暖房機!



乾燥機器

(衣類乾燥機・浴室暖房乾燥機)

雨の日も夜も、
花粉・黄砂・PM2.5も気にせず
いつでも活躍!

部屋干しの嫌な臭いも気にせず、
室内で素早く乾燥。
衛生的で赤ちゃんの衣類乾燥にもオススメ!



お問い合わせ先

山口県LPガス協会 TEL:083-925-6361



山口県LPガス協会ホームページ
<http://www.y-lpgas.jp/>

お宅のガス料金は
高すぎます。うちなら、
ずっと安いままですよ。

根拠を示して
もらいましょう。



今のガス会社の
検針票を
見せて下さい。



ガス使用量や料金等の
個人情報の開示は慎重に

こんな うまい話に ご注意ください



お客様の家を訪問し、LPガスの切り
替えを薦めたり、申込み・契約する行為
は「訪問販売」に当たり、「特定商取引に
関する法律」の適用を受けます。

消費者はこんな法律で
守られています!

【明示義務】法第3条

訪問勧誘するときは、その勧誘に先立って、
会社名と勧誘者本人の名前、勧誘の目的や
薦める商品やサービスを明らかにする必要が
あります。

→必ず、勧誘員の
名刺をもらいましょう。

【再勧誘の禁止】法第3条の2

契約を締結しない旨の意思を表示した
お客様への再勧誘は禁止です。

→ハッキリと断りましょう!

【書面の交付義務】 法第4条、第5条第1項

契約の申込みを受けたり、契約を締結した
ときには、「契約の内容を明らかにした書面」
を渡さなければなりません。

→「契約の内容を明らかにした
書面」を受け取りましょう。

【禁止行為】法第6条

事実でないことを告げたり、故意に事実を告
げなかったり、脅迫には至らないけれども不
安にさせたりして勧誘することは禁止です。

→慎重に検討しましょう。

あなたが契約中
のガス会社から
了解を得ている。



本当でしょうか。
一方的な話し方では
ありませんか?



気を付けて!!

■ぶちええね! キャンペーン参加店